

一般社団法人 日本自殺予防学会 定款施行細則

第1章 会員

第1条（会費）

本法人の年会費について、以下のとおり定める。

- (1) 正会員（個人）：8,000円
- (2) 正会員（団体）：30,000円
- (3) 賛助会員：10,000円
- (4) 名誉会員：免除

第2条（名誉会員）

定款第5条(4)に定める名誉会員は、原則として本条第2項、第3項の条件を満たしていなければならない。

2 名誉会員候補となる者は以下に定める条件を全て満たしていなければならない。

- 1) 本学会の総会の大会長経験者
- 2) 本学会の理事または監事または評議員経験者

3 前項の条件を満たした名誉会員候補者は、理事会の承認を得なければならない。

4 前項で承認が得られた名誉会員候補者へ、理事長から通知して推戴し、その結果を直近の社員総会で報告する。

5 名誉会員に就任した年度の次年度から年会費を納入することを要しない。

6 名誉会員は機関誌「自殺予防と危機介入」の配布を受け、研究業績を総会および機関誌に発表することができる。

第2章 理事・監事・評議員選任補則

第3条（理事・監事・評議員選任補則）

理事・監事・評議員の任期満了を迎える定時社員総会の前に、理事長は常務理事の意見を勘案し、次期の理事・監事・評議員候補を選定し、理事会に諮る。理事会で内定した理事・監事・評議員候補は社員総会の決議によって理事・監事・評議員に就任する。

2 理事・監事・評議員は重任することができる。

3 理事・監事・評議員の任期満了を迎える者は、任期満了となる前に重任の意思表示をすることができる。

第3章 その他

第4条（定款施行細則の変更）

この定款施行細則は、理事会の承認を経て変更することができる。

2025(令和7)年9月6日 制定